

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月25日(金) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構に対する賃貸借について)  
議案第4号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構に対する使用貸借について)  
議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁  
事務局次長 根岸 紀夫  
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、10月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 増田一幸委員、2番 大越君雄委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付
	番
	号410号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてこ
	説明
	します。受付番号410号の農地の区分については、住宅等か
	連
	担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクター
	未満である「第2種農地」と判断しました。「第2種農地」は原則
	不許可となりますか、受付番号410号では、申請農地は、現
	在
保全管理はされておりますか、周辺を既存宅地に囲まれ、農地の	
広	
かりが無く、集積の困難な場所となっております。また、太陽光を	
さ	
えきる高い建物がなく、採掘性も十分に見込められることから、	
土	
地の有効利用を考え、今回、太陽光発電施設敷として申請するも	
の	
です。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地	
の	
維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっ	
て	
います。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと	
考	
えます。その外、貸付及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供す	
る	
ことの確実性等についても、問題ないと考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
3番	受付番号410号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)



	可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号411号から424号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号411号、414号、415号、419号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。また、受付番号412号、413号、416号から418号、420号から424号の農地の区分については住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、「第1種農地、第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号411号、412号、415号及び416号では、自己用住宅を設けるものです。受付番号411号では、譲受人は、現在、市内のAパーで妻、子2人の4人で暮らしています。子ども2人となり、今の住まいでは手狭になることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、既存の住宅や新規の住宅が立ち並び、とても住環境の整った場所とのことでした。また、周辺には、国道125号線が通り、交通の開も良いことから、今回、自己用住宅敷きとして申請するものです。412号では、譲受人は、現在、行田市のAパーで妻と2人で暮らしています。今後の将来に向けて、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び住環境の整った場所とのことでした。また、国道125号線が通り交通の開も良いことから、今回、自己用住宅敷きとして申請するものです。415号では、譲受人は、現在、群馬県邑楽郡明和町のAパーで、妻、子の3人で暮らしています。昨年、子供が生まれ今の住まいでは手狭になっていることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、既存宅地に隣接し、近くには、須影小学校や南羽生駅、また、大型ショッピングセンターがあるなどとても住環境の良い場所とのことでした。このことから、自己用住宅の建

案を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。416号では、市内のアパートで、妻、子2人の4人で暮らしています。子供も成長し、今の住まいでは手狭になっていることから自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、既存宅地に介在し、周辺には、総合病院や大型ショッピングセンター国道125号線も通り、住環境や交通の利がよいことから、今回自己用住宅敷きとして申請するものです。413号では、譲受人は現在、親の世帯と2世帯住宅として暮らしています。今回、宅地の南側部分、約47mか市道の拡幅のために買収されるとのことで申請農地は、既存宅地の北側に位置しており、面積もほぼ同じであることから、自己用住宅の拡張として申請するものです。受付番号414号では、譲受人は、東京都中央区に事務所を置き、昭和46年から主に石油製品販売業を行っている法人です。現在、市内において石油製品の給油所を営業しています。近年、大型車両の洗車場が狭く、利用者が減少している状況とのことです。今回、敷地を拡張し、大型車両の洗車スペースを確保することで利用者を増加させていきたいことから、店舗敷地の拡張として申請するものです。受付番号417号、418号422号及び424号では、太陽光発電施設を設けるものです。417号では、譲受人は、桐川市に住んでいる個人の方です。将来の安定した収入を考え、現在、群馬県において、太陽光発電施設を設置しているとのことです。また、今後の事業拡大を考え、新たな設置場所を探していたところ、申請農地は農地の広がりがなく、周辺には、高い建物もなく、すでに太陽光発電施設が建ち並び、好立地な場所であることから、今回、申請するものです。418号では、譲受人は、群馬県伊勢崎市に事務所を置き、平成28年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、農地の広がりもなく集積の困難な場所となっており、また、周辺は、太陽光を遮る高い建物もなく、採光性も十分にあることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。422号では、譲受人は、東京都練馬区に事務所を置き、平成28年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の東側にはすでに太陽光発電施設が設置されており、周辺には、高い建物もなく、好立地とのことです。また、譲渡人の了解も得られたことから今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。424号では譲受人は、群馬県邑楽郡板倉町に事務所を置き、平成28年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺には、太陽光を遮る高い建物もなく好立地な場所であり、採光性も十分にあ

	<p> るなどのことです。このことから、太陽光発電施設の設置を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。なお、四つの案件とも施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号419号及び420号では、駐車場を設けるものです。419号では、譲受人は、市内で昭和28年からお寺を構える宗教法人です。現在、時代の流れもあり、お寺に来る人のほとんどが車となり、今の駐車スペースでは手狭になっているとのことです。申請農地は、お寺のすぐ東側に位置し、譲渡人より奇付の申し出もあつたことから、今回、駐車場敷として申請するものです。420号では、譲渡人は市内に事務所を置き、昭和57年から主に非金属の鋳造を行っている法人です。以前より従業員の駐車場が不足でしたか、新たに事務所を建築したことで、早急な対応が必要となっていたとのことです。申請農地は、事務所のすぐ東側に位置していることから好立地であり、また、譲渡人の了解も得られたことから、今回、駐車場敷として申請するものです。受付番号421号及び423号では、建売住宅を設けるものです。421号では譲受人は加須市に事務所を置き、昭和60年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、市街化区域に近接し、県道や市役所も近くに存在することから、とても住環境が良く、需要も見込めることから、今回、建売住宅5棟の敷地として申請するものです。受付番号423号では、譲受人は、東京都練馬区に事務所を置き昭和42年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は南羽生駅に近く、市街化区域に近接していることから、住環境がとても整備されており、住みやすい地域とのことです。このことから建売住宅の建築を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、建売住宅5棟の敷地として申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えています。 </p> <p> 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。 </p>
3番	<p> 受付番号411号について調査報告いたします。 </p> <p> まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） </p> <p> 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 </p> <p> 申請地は、（詳細に説明）です。 </p> <p> なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 </p>

	<p>現在、私は、羽生市内の賃貸アパートに家族で居住しています。今年の初めに2人目の子供が誕生し、生活形態の変化等のことを考え、現在の住まいでは手狭になってくると思い、自分たちの家を建てたいと思い、現在の住まいに近い場所で、土地が広く自分たちの予算で建物を建築できる土地を探していました。同土地であれば、車による職場への通勤も良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。</p>
3番	<p>受付番号412号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は、行田市内の賃貸アパートに家族4人で居住しています。この度、将来の生活等を考え、今のうちに自分たちの家を建てたいと思い、土地を探していましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、車による交通の便もよく、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。</p>
3番	<p>受付番号413号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、<input type="text"/>に勤務する55歳になる者です。平成14年より現在地に2世帯住宅を建設し、親世帯とともに居住しておりますが、このたび全面道路を羽生市が拡幅することになり、これにより居住地のうち約47㎡が買収されることになりました。これにより、住宅の南側に駐車スペースはかろうじて確保されるものの、それ以外の土地利用スペースがほとんどなくなることから、今般、申請地を住宅の敷地の一部として利用したく申請するものです。なお、申請地は、登記面積は62㎡ですが、以前実測を行ったところ、53.25㎡であることが判明しております。申請地は、私の叔父の所有する農地ですが、単体で利用するには極めて狭小で非効率的であり、日照等も不良であることから、ここ数年は耕作を行って</p>

	<p>ませんでした。また、私の住宅の敷地は500㎡近いものの比較的建築面積の広い2世帯住宅であり、あまり敷地に余裕がなく、このためここ数年が伯父の厚意に甘えて申請地上に簡易な物置を置かせてもらっていました。この物置は、土地には定着しておりませんが、本来の農地法の趣旨に鑑みれば望ましい状態ではないことを知り、大変反省しております。以上の事情を鑑みお汲み取りの上、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号414号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当給油所は、平成9年に営業を開始し敷地拡張を行い現在に至っています。当社の給油所は供給契約の長距離輸送トラックを主な顧客として、また、一般車両への給油を行っています。平成28年に行った敷地拡張により西側の市道からの出入りができるようになったことから、国道122号の下り線を利用するお客様が増加してきました。近年、当社の他の給油所において大型自動洗車機を利用するお客様が増加していますが、当給油所においては利用客が減少している状況です。大型車の運転手に聞いたところ自動洗車機の出入りスペースが狭く利用しづらい、出入り時の安全確認が大変との回答でした。当社の自動洗車機は戦車料金を安価にして利用者数を増やすという会社の方針からセルフ方式としています。このため、安全確保のため自動洗車機の周囲は大型車が移動するスペースを広く確保する必要があります。安全確保のためには、申請土地面積が必要となります。</p>
9番	<p>受付番号415号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、群馬県邑楽郡明和町のアパートにて生活しておりますが、昨年子供が産まれたこともあり、現在の住まいが手狭となってきたため、今後のことを考え十分な広さの住居を構えたいと思っております。</p>



	<p>ましたが、自己所有の土地、建物はないため、建築できる土地を探しておりました。住宅地の選定に際し、私の勤め先が行田市で、妻の以前の勤め先が羽生市であったため、羽生市内付近で土地を探していたところ、今回、羽生市大字 に住宅用の敷地として、土地を譲って頂けることになりました。こちらの土地は、近くに小学校や大型商業施設などもあり、生活していく環境が整っているため、ぜひこちらの土地で家族3人で住宅を建て、暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしくお願いいたします。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1 1 番	<p>受付番号4 1 6 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、賃貸アパートに住んでいますが、子供2人が成長するとともに手狭になってきたこともあり、独立して新たに自己用住宅の建築を計画しています。今般の銀行から融資を受けられることになり、資金計画のめどがついたことから申請地を譲っていただけることになりました。実家も羽生市内にあり、住み慣れた地域の生活を継続できます。また、申請地は敷地に余裕があるので、希望の間取りも実現できますし、駐車スペースも十分です。この土地を選定し、申請に至りました。私には他に建築できる土地・建物はありません。何卒許可して頂きますようお願い申し上げます。</p>
1 1 番	<p>受付番号4 1 7 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在下記所在地に居住し、生家の明和町、館林市等において、太陽光発電所を建設し事業を拡大すべく努力しております。</p> <p>近年は健康寿命も大きく伸びておりますが、公的年金の伸びは期待できず、景気によっては、支給額も減る方向となっており、将来の安定した生活設計を考えてみますと、厳しいものがあるかと考えるところです。ところで、宅地建物取引士の資格をもっており、不動産には大変興味をもっており、現在不動産業で企業すべく、研修し勉</p>

	<p>強しておるところです。このような中、安定収入が図れる太陽光発電事業について、知人の紹介を頂き、今回の土地が地主様のご厚意により、太陽光発電事業用地として売買の話がまとまり、事業を拡大すべく今回の申請に至った次第です。現在申請地は休耕となっており、一帯は旧桑崎地域の集落を形成している混在地であり、近隣の人たちからはこれまでより安心、安全に暮らせるので良かったとのお話も頂いております。また、東側、西側の近隣には最近太陽光発電所が建設されており、地域の人たちにも理解はあります。上記のご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいます様、御願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 4 1 8 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成 2 8 年 8 月に設立し、時代に即応した、再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しておるところです。今般、知人等の紹介により、申請地を購入して太陽光発電所を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、さらに事業を拡大拡充し、また、2 0 年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人たちも理解はありますが、近隣には被害等を及ぼさない様、最新の注意を払います。申請地は、国道 1 2 2 号線に隣接しておりますが、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地耕作放棄地等が多くみられますが、太陽光発電所の為転用されることは、近隣の人たちからも安心、安全に暮らせるので、良かったとのお話もたくさん頂いております。かような次第により、企業評価も高め、社員の環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡大により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいます様御願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>





	<p>害等により土砂崩れの原因になっては周囲の人に迷惑をかけてしまいます。よって、日当たりが良い平坦な土地を探しました。申請の東側ではすでに社長の母親が売電しており、太陽光発電に理解を示している譲渡人がいることを知っていました。譲渡人 さんは、宅地を所有していますが建物が建っているため太陽光発電は設置できません。雑種地の土地もありませんでした。申請地は、譲渡人宅の南側約30mの畑と南西約50mの畑の2筆です。申請地は、登記面積が684㎡と739㎡の合計面積は1477㎡です。申請地は、周囲に住宅や事務所が建っていますが、住宅が密集している農地ではないので日当たりには問題はありません。また、道路に接道しており、既存の電柱が近くにありますので太陽光発電施設を設置するのに都合が良い環境にあり、譲渡人宅から容易に監視ができますので、なにか事象が起きた場合には譲渡人が通報してくれると思いますので安心であり、この土地を選定しました。</p>
10番	<p>受付番号423号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、東京都練馬区石神井町において、不動産業を営んでおります。</p> <p>今般、当該土地を居住するのに、静かで住環境が良好なため、住宅地として適しているので専用住宅を建設いたしたく申請する次第です。</p> <p>調整区域のため法の適用を受け、基準を遵守し、周囲に迷惑のかからないよう努めたいと思います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号424号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今回、申請地にて、太陽光発電設備の設置を計画しております。事業を行う理由としましては、太陽光発電は、長期的に見て収益を上げることが期待できる事業であり、後の世代に残すことができる資産として有益であると考えているからです。今回の申請地につきましては、相続により引き継いだ土地であり、現在休耕地になっています。また</p>

	所有者様にて今後、申請地にて農業を営む予定もありません。今回、縁あって所有者様と面識を持ち、太陽光発電設備のご了解を頂きました。申請地周辺には、高い建物等日光を遮る障害物もないため、周辺農地への日照、通風の影響も少ないと思われます。このような条件の為、今回の申請地にて太陽光発電設備を設置するに至りました。近隣住民及び自治会長様への説明については、完了しています。また、羽生市及びその周辺の自治体にて太陽光発電設備の設置を行っていますので管理上問題はありません。以上の内容が、土地選定の理由であります。以上のことをご理解いただき、前向きなる検討の程宜しく願います。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
議長	太陽光の案件が多いが、土地売買金額はいくらか。
事務局	1反当たり、151万円、211万円、101万円、146万円となっております。
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
(議案第3号)	ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)について、事務局からの報告を求めます。
	議案第3号 農地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を待って、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第3号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)となっております。こちらは、平成26年の4月より、農地中間管理事業が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化

	<p>や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しを行えるようにするものです。この農地中間管理機構を利用することで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていかうとするものです。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。表の右下に合計が記載されています。新規設定として16件、面積21,054㎡畑4,438㎡合計25,492㎡となっております。以上で、議案第3号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。たたいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたします。</p>
(議案第4号)	<p>続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。当該利用配分計画(案)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見求められております。ただし、事案番号1号から14号については農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては「飯塚輝雄委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。この、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、配分計画を作成する場合は、「市は農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の案件となっております。1ページをご覧くださいと思います。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在の賃借権の設定を受</p>

	<p>けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となり、現在は、賃借権の設定等を受けているものがないため、空欄となっています。一番右側か、農地の賃借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。</p> <p>「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっています。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第3号の農地利用集積計画（案）で中間管理機構に対して、利用権の設定を行っている農地となっています。</p> <p>今後の流れですか、この配分計画（案）について、農業委員会は、意見を市に報告し、市はその意見を聞き、この配分計画（案）を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の賃借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、来年2月1日に、賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第4号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりましたので、飯塚委員の退席をお願いします。</p> <p>（飯塚委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号 農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。飯塚委員の入室をお願いします。</p> <p>（飯塚委員の入室）</p>
(議案第5号)	<p>引き続き、議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、ご説明いたします。相続税の納税猶予ですか、これは、農地を相続により取り続けた農業相続人か、その農地で引き続き農業を営む場合、一定の条件はありますか、農地に対応する相続税を猶予するということです。また、農地の利用状況の確認についてですか、これは、相続された農</p>



	<p>地について、相続税の納付の猶予を受けていた土地が、20年間農業経営を継続していた場合には、相続税の納付についての免除を受けられることから、農地の利用状況についての確認を行うというものです。（旧制度：平成21年12月14日以前に発生した相続等により取得した農地について、20年間営業を継続した場合に免除となるもの。）今回、行田税務者からの依頼を受け、利用状況を確認するため担当地区の農業委員様へ現地調査をお願いし、また、事務局に直しても耕作していることを確認をしてみました。農業委員会としてこの調査・報告を受け、現在の農地の利用状況について税務者へ回答を行うものです。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
11番	<p>受付番号163号について、調査報告を致します。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）          受付番号163 相続人、小松239、中嶋進、昭和13年2月13日生まれ、81歳。所在地、大字、下岩瀬、字、下岩瀬、地番、94          7-1 地目、台帳現況ともに畑、地積、357㎡ 外20筆、合計地積 10,764.06㎡。相続開始年月日、平成11年2月15日。申請地の場所は武州中島紺屋さん周辺に位置しています。また、申請地の利用状況を確認したところ、水田及び畑として利用していたことを、ご報告いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告・説明が終わりました。          ただ</p>
	<p>いまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>それでは、議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、担当委員の報告のとおり、同意することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第5号については、担当委員の報告のとおり同意し、行田税務署へ確認書を提出いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。</p>

	います。ご覧のとおり、住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願ひします。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します
	従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として2件、駐車場敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願ひします。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となりますが、22件ございました。ご確認の程、宜しくお願ひします。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました9月分でございます。右側の備考欄をご覧くださいと思ひますか、4条か1件、5条か8件ございました。調査等で関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく、お願ひいたします。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	続きまして、
	① 11月の定例農業委員会の日程について
	② 赤い羽根募金の協力について
	③ 利用権の設定について
	④ 農業者年金普及資材について
	⑤ 第30回羽生市農業まつりについて
	⑥ 羽生市連合菊花大会について
	⑦ 世界キャラクターさみっとin羽生について
	⑧ 農地相談会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。	

令和元年 10月 25日

会 長

署名委員

署名委員

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_